

3 報告事項

(1) 第3回策定協議会

ア 報告事項について

- ・文化庁指導の「未指定の文化財も含め、その中で特徴を見出していく」ことが重要。
- ・「大綱等→マスタープラン→アクションプラン」というメインの流れを理解しておくこと。

イ 文化財保存活用地域計画の骨子の見直しについて

- ・アクションプランを含んだ計画であることをしっかり説明したほうがいい。
- ・第4章で「将来像」を設けた意義は大きい。また、第5章「把握調査」と第6章「保存と活用」を別建てとしたこともよい。

ウ 歴史文化の特徴について

- ・さいたま市の歴史的・地理的位置づけはなんであるのか議論し、明確にするべき。
- ・明治から昭和40年代くらいまでの文化をエッセンスとして入れれば、サッカーや競輪などのスポーツ文化も含まれる。
- ・市史編纂事業の目次との突合をしてみたら → 現在、原始古代のみ。
- ・「未指定」という言い方 → 最終的には表現を変えるが、便宜上、会議では使用する。

エ 文化財保存活用区域について

- ・区域のくくりの物差しをはっきりさせた方がよい。
- ・5カ所あってはいけないのか。例示の4件はあまりにも行政配慮であることも否めない。
- ・文化財を活用しながら、地域を発展させるという方向の話であるが、それだけでは文化財の保護にならないのではないかと懸念している。
- ・さいたま市の歴史を語る上で、治水・利水について無視できない。見沼通船堀の周辺地区を加えたい → 今回提示
- ・台地と低地を説明しながら西区、桜区、南区は。 → 関連文化財群で取り上げたい。

オ 関連文化財群について

- ・保存活用区域と関連文化財群の関連性は持たせた方がよい。

カ 今後の予定について

- ・このスケジュールでよい。
- ・ワークショップの開催方法についての提案多数あり。

(2) 第3回庁内作業部会（書面会議）

ア 文化財保存活用区域の設定について

- ・「与野町（本町西・本町東周辺）」の「与野町」という表現は、与野市になる前の時代の本町西・本町東を指す表現。現在は一般的ではないため「本町通り（本町西・本町東周辺）」か「与野本町（本町西・本町東周辺）」の方が分かりやすい。（与野まちづくり事務所）
- ・「文化財保存活用区域」を設定するメリット等を記載してもよいと考える。（岩槻まちづくり事務所）
- ・令和3年12月にとりまとめた（仮称）浦和駅周辺まちづくりビジョン骨子（案）でも、史跡を含む中山道・神社仏閣などは、浦和駅周辺のまちの魅力・価値であると整

理している。ビジョンの将来像の実現に向け、文化財保存活用区域と文化財保護行政が行いたい措置について、都市計画や都市デザインなどとの更なる連携が重要と考える。(都心整備課)

イ 関連文化財群として取り上げたいテーマ、ストーリーについて

- ・本市では、「岩槻の人形」、「大宮の盆栽」、「浦和のうなぎ」の3産業を伝統産業と指定しており、特に本市の代表する文化と位置付けられていることから、「関連文化財群」は、当3産業を軸に展開するテーマ、ストーリーも設定することが必要と考える。
(商業振興課)
- ・「市の歴史文化の共有化」とあるが、共有するものは何か、共有する主体は誰か、何を想定しているか明らかにしてほしい。(博物館)→共有するもの「文化財(お宝、歴史文化資源)」。共有する主体「行政・所有者・市民」。何を想定「総がかりで文化財を支える」
- ・博物館は、地域の歴史的資料の宝庫。共有するもの(関連文化財群と想定できます)のテーマ、ストーリーが明確になれば、それに合わせた協力が幅広くできると思う。
(博物館)
- ・「文化財保護行政が行いたい措置」に講座、シンポジウム等との記載があるが、これも内容や方向性は示されれば、博物館での展示やイベントなどという形で、協力できることは多くある。

ウ 今後のスケジュール

- ・市民アンケートを行うに当たっては、さいたま市の地域計画における「文化財」の概念を示したうえで、大切なもの、誇りに思うものなどについて意見徴収すべき。市民が何を答えるべきかの目安になるとともに、事務局として関係のない意見提出や意見の整理がつかなくなることの予防になる。(博物館)

オ その他

- ・地域計画が、多くの方々に手に取ってもらえる、興味関心を持ってもらえる、ひいては便利に利用してもらえるものになるには、次の点が必要。(博物館)
 - 1 地域計画に並ぶ文化財の名称等、専門的な用語が並ぶことは仕方ないが、起草に当たっては誰にでも分かりやすく理解しやすい文章になるよう配慮すべき。
 - 2 文化財と観光・経済、文化財と周辺環境、文化財と学校教育など、地域計画を見て何ができるか、どんな文化財活用の可能性があるのかを具体的にイメージできるよう、イラストや図、写真などを使って概要を見せられると良い。

(3) 文化財保護審議会

目的 文化財保存活用地域計画策定協議会の報告及び内容にかかわる意見聴取

- 意見
- ・文化財保護審議会は、文化財を保護し、活用し、継承するのが役目である。文化財保存活用地域計画策定協議会で保存と活用を話し合うというのは、二重の網をかぶせるようなやり方で、いいのか。
 - ・公開と保存はまさに相反する。
 - ・文化財は消耗品ではない。活用して最後にゼロになってしまうというのは文化財に対してありえない発想。次世代に引き継げる政策の中での活用である。
 - ・文化財保護審議会の意見がどのように反映さえるか不明。
 - ・具体的に煮詰まらないと意見の言いようがない。